

**第 54 期（令和 6 年度）熊本地方最低賃金審議会  
熊本県特定（産業別）最低賃金  
第 1 回 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金  
専門部会議事要旨**

- 1 日 時 令和 6 年 9 月 25 日（水） 14 時 00 分～16 時 00 分  
2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 大会議室  
3 出席者

（公益代表委員） 倉田委員、諏佐委員、本田委員

（労働者代表委員） 宇土委員、黒木委員

（使用者代表委員） 岩永委員、小島委員、田尻委員

【事務局】 齊藤労働基準部長、吉田賃金室長、佐藤賃金指導官、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

- （ 1 ） 部会長、部会長代理選任
- （ 2 ） 当専門部会の公開について
- （ 3 ） 最低賃金に関する基礎調査結果の概要等
- （ 4 ） 基本的見解の表明
- （ 5 ） 金額提示（金額審議を含む）
- （ 6 ） その他

5 議事要旨

- （ 1 ） 熊本県輸送機械専門部会の部会長及び部会長代理の選出  
公益代表委員の中から部会長及び部会長代理をそれぞれ 1 名選出。
- （ 2 ） 基礎調査結果の説明  
事務局より、令和 6 年度の熊本県特定最低賃金の基礎調査結果について説明。
- （ 3 ） 基本的見解の表明及び金額審議  
労働者代表委員及び使用者代表委員より、それぞれ基本的見解の表明に続き金額審議が行われ、第 1 回目の金額提示が行われた。  
【労働者代表委員の金額の根拠】  
賃金の最低額に関する労働協約の最も低い金額。  
【使用者代表委員の金額の根拠】  
日本経済団体連合会が出した、2024 年春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果の製造業、輸送用機械のアップ率を用いた額。  
【提示した金額の乖離額】

37 円

公労協議及び公使協議が行われ、第 2 回目金額提示が行われた。

【労働者代表委員の金額の根拠】

2021 年、2022 年当時の優位性と同等の優位性を確保したい。

【使用者代表委員の金額の根拠】

熊本県最低賃金の昨年の引上げ額と、今年の引上げ額を比較した引上げ率を、昨年度の当該産業別最低賃金の昨年の引上げ額に乗じた額。

【提示した金額の乖離額】

26 円

双方の主張の隔たりが大きく、結審には至らなかった。

( 4 ) その他

事務局から今後の審議日程を説明した。

10 月 8 日 ( 水 ) 午後 14 時 00 分から第 2 回専門部会を開催する。